【過誤申立について】

過誤申立とは、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に 請求し、審査決定及び介護報酬の支払いがなされた内容に請求誤りがあった場 合、介護保険サービス事業所が**保険者(堺市)**を通じ国保連に対し、「通常過誤」 または「同月過誤」を行い、当該請求内容を取り下げることをいいます。

その後、取り下げた内容について、正しい内容で再請求することにより請求 誤りのあった内容について、修正が行われることになります。よって、過誤申 立は請求を間違えた部分のみを取り消すのではなく、一旦請求内容を全部取り 下げることになりますので、ご注意ください。

【過誤申立についての注意事項】

- 過誤申立対象者が堺市の被保険者であること。 必ず介護保険被保険者証により、確認を行ってください。他市の被保険者分については、該当の保険者にて手続きを行ってください。
- 過誤申立対象月の請求内容が保険者(堺市)として確認できること。
 例えば、5月提供分について、一番早く過誤申立を行える時期は次のとおりです。
 7月通常過誤⇒事業所は7月7日頃までに手続きを行い、保険者は15日頃に国保連に提出します。
 - 8月同月過誤→**事業所は7月15日頃までに手続きを行い、**保険者は翌月3日頃に 国保連に提出します。
 - ※保険者では、提供月の翌々月の12日頃に当該月の給付内容が確認できます。
- 過誤申立による取下額が国保連への直近の請求額を上回っていないこと。 過誤申立による取下額が直近の請求額を上回ると、差額を現金で納める必要が発生し、国保連から納付書が送付される場合があります。
- ・**国保連にて返戻された請求内容についての過誤申立でないこと。** 過誤申立ができるのは、国保連により審査決定された請求内容のみです。返戻の内 容を確認して正しく請求し直してください。
- ・過誤申立後、再請求がない場合は、「通常過誤」により過誤申立すること。 請求の取り下げを行い、その後の再請求がない場合は、通常過誤により過誤申立を 行ってください。

【過誤申立後の注意事項】

- ・過誤申立を行ったあと、適正に再請求を行うこと。
- ・過誤申立を行うことにより、事業所等のサービス請求額が変更され、それに 伴い、対象の利用者の利用者負担額が変更されますので、利用者に対し、利用 者負担額の**返還**又は**追加徴収**を行ってください。

また、利用者負担額の減額によって、先に堺市から支給を受けている高額介護 (介護予防)サービス費及び高額医療合算介護サービス費について、変更が生じ、 堺市から利用者に納付書が送付され、返還を求める場合がありますので、利用者 に説明をお願いします。